

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【公開番号】特開2004-178584(P2004-178584A)

【公開日】平成16年6月24日(2004.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-024

【出願番号】特願2003-386402(P2003-386402)

【国際特許分類】

**G 06 F 3/041 (2006.01)**

**G 04 G 1/10 (2006.01)**

**G 04 G 1/00 (2006.01)**

**G 08 C 17/00 (2006.01)**

【F I】

G 06 F 3/03 3 8 0 L

G 06 F 3/03 3 8 0 R

G 04 G 1/00 3 0 5 H

G 04 G 1/00 3 1 4 C

G 08 C 17/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月25日(2006.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機能、装置(20)、又は所定の場所(32)にアクセスするために電子デバイスのタッチスクリーン(5)を用いてセキュリティコードを入力する方法であって、前記タッチスクリーンは、指又はスタイルスによるユーザの手動操作によって起動できるコントロールキー(4)を備え、前記キーの各々は、前記電子デバイスのマイクロプロセッサユニット(11)に接続された少なくとも1つの感応パッドから構成されており、前記セキュリティコードの入力モードにおいて、

a) 入力されるコードの第1の標点を表す前記タッチスクリーンの第1のキー上に指又はスタイルスを置く段階と、

b) 前記タッチスクリーンの前記第1のキーから、入力されるコードの第2の標点を表す前記タッチスクリーンの第2のキーまで、指又はスタイルスを特定の軌跡(d1、e1；t1、t2)上を動かす段階と、

を含み、前記マイクロプロセッサユニットは、前記指又はスタイルスの前記スクリーン上の移動中に起動された前記感応キー又はパッドを記憶して、前記セキュリティコードを決定することを特徴とする方法。

【請求項2】

前記指又はスタイルスは、入力されるコードの最後の標点で前記タッチスクリーンから離して、前記機能、装置、又は所定の場所にアクセスできるように前記コードを有効化することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記電子デバイスは、機能、装置(20)、又は所定の場所(32)へのアクセスを可能にする少なくとも1つのセキュリティコードを記憶するための、前記マイクロプロセッ

サユニットに接続されているメモリ(12)を備え、前記電子デバイスが前記メモリ上の前記セキュリティコードを記憶又は変更するモードにある場合、前記方法は、段階a)、段階b)、及び入力されるコードの最後の標点で前記タッチスクリーンから前記指又はスタイルスを離して前記コードを有効化する段階を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

#### 【請求項4】

前記マイクロプロセッサユニット(11)はメモリ(12)に接続され、前記メモリ内に記憶された又は記憶される前記セキュリティコードは、数字又は番号により表される3つ以上の標点を含むようになっており、前記セキュリティコードの入力モード又は前記メモリ内の前記セキュリティコードの記憶又は変更モードにおいて、前記セキュリティコードの前記第1の標点と最後の標点との間で入力される各々の標点に関して、前記マイクロプロセッサユニットは、入力される標点のキー領域における前記スクリーン上での指又はスタイルスの動きの変化、又は入力される標点のキー上で指又はスタイルスを保持する所定期間を検出するようになっており、その場合、前記セキュリティコードは、入力される最後の標点のキーから前記指又はスタイルスを離すことによって有効化されることを特徴とする前記請求項のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項5】

前記指又はスタイルスは、前記マイクロプロセッサユニットのプログラミングに基づいて、入力される前記セキュリティコードの各々の標点を入力するために、前記セキュリティコードの各々の標点のキー上に所定期間にわたって保持されることを特徴とする前記請求項のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記装置は、前記装置又は前記所定の場所の送受信器(24、26、30、31)と無線通信を行うための信号を送信及び/又は受信する手段(2、2')を備える携帯型機器であり、この場合、問い合わせ信号が、制限された区域内の前記携帯型機器が受信できるように前記送受信器によって送信され、前記問い合わせ信号の受信後に、前記セキュリティコードは、前記送受信器へ送信及び照合されて前記装置又は所定の場所へのアクセスを許可するため、前記携帯型機器へ入力され、前記タッチスクリーンの前記コントロールキー(4)は、前記問い合わせ信号が受信されると直ちに起動することを特徴とする請求項1に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記電子デバイスは腕時計(1)であり、前記時計は、液晶ディスプレイ(6)、信号を送信及び/又は受信する手段(2、2')、及び前記時計の種々の機能を起動させるための少なくとも1つのコントロールボタン(9)を備えており、前記タッチスクリーンのコントロールキー(4)は、前記ボタンの押圧時に起動され、この場合、前記液晶ディスプレイ(6)は、前記セキュリティコードの入力、確認、及び送信といった種々の操作を表示することを特徴とする請求項1に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記電子デバイスは腕時計(1)であり、前記時計は、液晶ディスプレイ(6)、信号を送信及び/又は受信する手段(2、2')、及び前記時計の種々の機能を起動させるための少なくとも1つのコントロールボタン(9)を備え、前記コントロールキーは、前記コードを入力するために時計ガラスの周囲に配置され、標点マークは、前記コントロールキーの位置及びそれらの標点を示すために前記ガラス上に配置されており、前記マイクロプロセッサユニット内で実行される前記セキュリティコードの初期プログラミングに基づいて、前記指又はスタイルスを、入力されるコードの1つの標点から他の標点へ時計方向又は反時計方向に動かすようになっていることを特徴とする請求項1に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記セキュリティコードは3つ以上の標点を含み、入力されるコードの前記第1の標点の入力後、及び最後の標点の入力前に、前記マイクロプロセッサユニットは、入力されるコードの標点のキー領域内のガラス上の指又はスタイルスの回転方向の変化を検出し、前

記指又はスタイルスが、ケース(3)のベゼル(3a)の上縁によって案内された状態で、1つの標点から他の標点までガラス上を動くことを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記時計は、時間を表示するための時針を有し、前記セキュリティコードの入力モード、又は前記マイクロプロセッサユニット(11)に接続されたメモリ(12)内の前記セキュリティコードの記憶又は変更モードにおいて、前記時針は、前記セキュリティコードの各々の入力標点を表示するように動くことを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項11】

前記電子デバイスは腕時計(1)であり、前記時計は、信号を送信及び/又は受信する手段(2、2')、及び前記時計の種々の機能を起動させるための少なくとも1つのコントロールボタン(9)を備え、前記コントロールキーは、前記コードを入力するために前記時計ガラス上にマトリックス形状に配列され、標点マークは、前記コントロールキーの位置及びそれらの標点を示すために前記ガラス上に配置されており、前記指又はスタイルスが、入力される前記セキュリティコードの数字又は番号を表す1つの標点から、数字又は番号を表す他の標点まで特定の軌跡上を移動し、前記マイクロプロセッサユニットが、前記指又はスタイルスの移動中に起動された前記コントロールキーを記憶して前記セキュリティコードを決定することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項12】

前記マイクロプロセッサユニット(11)は、前記電子デバイスの不揮発性メモリ(12)に記憶されている基準セキュリティコードを用いて、各々のコード入力ステップ又はコード入力の最後に、前記セキュリティコードを確認することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項13】

前記電子デバイスはアナログ腕時計であり、入力されるコードの各々の標点を前記腕時計の文字盤に表示される時間の数字に関連付けるために、前記タッチスクリーンのキー数が12又は12の倍数であることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項14】

前記請求項の1つに記載の方法を実行するための電子デバイスであって、前記デバイスは、指又はスタイルスによるユーザの手動操作によって起動できるコントロールキー(4)を有するタッチスクリーンを備え、前記キーの各々は、マイクロプロセッサユニット(11)に接続された少なくとも1つの感応パッドから構成され、前記マイクロプロセッサユニットは、前記スクリーン上での第1の標点を表す第1のキーから第2の標点を表す第2のキーへの前記指又はスタイルスの移動中に起動された感応キー又は感応領域を記憶して、前記セキュリティコードを決定することを特徴とする電子デバイス。